

エコスイッチでんき 契約締結前交付書面

1) 小売電気事業者・取次業者の名称 及び住所

- ・小売電気事業者：HTBエナジー株式会社
福岡県福岡市中央区天神3丁目9番25号 東晴天神ビル
- ・取次業者：株式会社エイチエム
福岡県福岡市中央区舞鶴二丁目3番6号

2) 小売電気事業者の登録番号

- ・A0172

3) 苦情や問い合わせに応ずるための連絡先及び対応時間

【エコスイッチでんきサービスセンター】

- ・電話番号：0120-774-011
(10:00～16:30：月～金(祭休日除く))
- ・メールアドレス：info@hm-family.co.jp

4) 販売店の一覧および問い合わせ先

- ・株式会社エイチエム
エコスイッチでんきサービスセンター
〒810-0073
福岡県福岡市中央区舞鶴二丁目3番6号

5) 小売供給契約の申込方法

- ・インターネット等を通じてお申込み、書面等によるお申し込み、電話等を通じてのお申し込みが可能です。

6) 小売供給開始の予定年月日

- ・現在電気をご利用中の場所において、他の小売電気事業者から当社に小売供給契約を切り替える場合の供給開始日は、お客さまがお申込みいただいた後、新旧小売電気事業者双方の契約切り替え手続きが完了し、一般送配電事業者が定める所定期間を経た後の検針日となります。なお、新旧小売電気事業者双方、および一般送配電事業者の所定手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。
- ・初めて電気をご利用になる場所（入居時など）において、当社と小売供給契約をする場合の供給開始日は、原則としてお客さまがご希望された日となります。

- ・当社は、お客さまの小売供給契約のお申込みを承諾したときには、必要に応じてお客さまと協議のうえ供給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

- ・当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、供給開始日を定めて電気を供給いたします。

7) 契約の成立日

- ・小売供給契約は、お申込みを受け、一般送配電事業者の手続きが完了した後、当社が承諾したときに成立いたします。
- ・小売供給契約成立後、契約締結内容についての書面は、書面、または電磁的方法を用いて提示いたします。

8) 小売供給にかかる料金及び当該料金の算定方法

- ・料金には、基本料金、従量料金、燃料費調整額、および再生可能エネルギー発電促進賦課金（以下、料金等という。）を加算いたします。

9) 料金等のお支払い方法

- ・口座振替払い、クレジットカード払い、コンビニエンス払い、もしくは銀行振り込みの方法によります。

10) 工事費にかかる事項

①工事負担金

- ・お客さまが新たに電気を使用し、もしくは契約容量等を増加され、これにともない新たに供給設備を施設する場合、または、新たな電気の使用もしくは契約容量等の増加をとまなわないで、お客さまの希望により供給設備を変更する場合で、当社が託送供給等約款に基づいて、一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受ける場合がございます。

②工事費負担金の申受および精算

- ・当社が託送供給等約款に基づき、工事費負担金を求められる場合は、工事費負担金を工事着手前に申し受ける場合がございます。

す。なお、工事完成後に託送供給等約款に基づき精算する場合には、当社はお客さまとすみやかに精算するものとしします。

③供給開始に至らないで小売供給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

- ・供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって供給開始に至らないで小売供給契約を廃止または変更される場合は、当社は、託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者から請求された費用の実費をお客さまから申し受ける場合がございます。
- ・なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を申し受ける場合がございます。

11) その他ご負担いただく費用

- ・お客さまが、支払期日を経過してもなお料金その他の債務（延滞利息および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）について支払われない場合は、延滞利息を申し受けます。延滞利息が発生する起算日は、お客さまが指定された支払方法に応じて、当社が定める支払期日の翌日といたします。延滞利息は、起算日から支払いがなされた前日までの日数に応じて、年率14.6%の割合で算定し、延滞利息が発生した月の翌月の料金と合算して請求いたします。ただし、支払い期日から10日までにお支払いがなされた場合は、延滞利息は免除いたします。
- ・口座振替払いの場合は、当社指定の様式にてお申込みいただきます。お申込みいただいてから口座振替の開始までは、1～2ヵ月程度かかる場合がございます。口座振替の手続きが完了するまでは、現在のお支払い方法でのお支払いとなり、支払期日は、毎月27日といたします。27日が土日祝祭日の場合は、翌営業日といたします。なお、初回の支払い方法について、指定のない場合は「コンビニエンスストア払い」、または「銀行振り込み」によるお支払いとさせていただきます。
- ・クレジットカード払いの場合は、手数料無料でお客さまのご指定のクレジットカード会社の規約にもとづきお支払いいただきます。支払期日は、お客さまが指定されたクレジットカード会社にてご確認ください。
- ・コンビニエンス払いの場合は、「コンビニエンス払い請求書発行手数料」として300円（税別）を、料金等とは別にお支払いいただきます。お控えは領収書を兼ねております。大切に保管ください。当社からお客さまに払い込み用紙を発行後、郵送いたします。支払期日は、発行日から30日以内といたします。
- ・銀行振り込みによるお支払いの場合は、「銀行振り込み請求書発行手数料」として300円/通（税別）を、料金等とは別にお

支払いいただきます。なお、振り込み手数料はお客さま負担とさせていただきます。

- ・期間を通じての支払証明（最大1年）が必要な場合は、「支払証明書発行手数料」として1,000円/通（税別）を料金等とは別にお支払いいただきます。
- ・料金等以外の各種費用は、発行した翌月の料金等と併せて請求いたします。

12) 契約電圧や契約電流

- ・供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトでございます。
- ・周波数は50ヘルツまたは60ヘルツでございます。

13) 使用電力量の計測及び料金算定方法

①使用電力量の計測

- ・使用電力量の計量は、一般送配電事業者により託送供給等約款に従い行われるものとしします。計量された使用電力量はお客さまにお知らせいたします。

②料金算定方法

- ・料金は、お客さまの使用電力量にもとづき、供給契約ごとに契約種別の料金を適用して算定いたします。
- ・料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
イ 電気の供給を開始し、または電気需給契約が消滅した場合
ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより料金に変更があった場合
- ・料金の支払義務は原則として検針日に発生するものとしします。

③使用電力量並びにご請求予定額などのお知らせ方法

- ・当社は、使用電力量並びにご請求予定金額などのお知らせを、原則として当社ホームページ上の会員制WEBサイトにてお知らせいたします。
- ・当社は、お客さまとの需給契約成立と同時に当社ホームページ上の会員制WEBサイトの会員登録を行います。

14) 契約期間

- ・契約期間は契約の効力発生日を基準とし、1年後の応当日といたします。お客さままたは弊社より申し出が無い限り、同一条件で以降1年間毎の自動更新とさせていただきます。

15) 解約（強制解約含む）および他小売電気事業者への契約切り替え

- ・解約については、エコスイッチでんきサービスセンターへ電話でのお申込のみお受け付けいたします。

・当社以外の小売電気事業者へ切り替えの場合、手続きは新小売電気事業者にて行いますが、切り替えにかかる各種説明事項がご不明の場合は、エコスイッチでんきサービスセンターへお問合せください。切り替えされた場合でも、お客さまと当社間での債権・債務は引き続き存続いたします。

・1年未満での解約、および切り替えの場合、以下の場合を除き「解約違約金」として、9,250円（税別）を料金等とは別にお支払いいただきます。

①お引越しの場合

②自然災害等の不可抗力により、当社からお客さまに電気を供給できない状態になり、解約にいたった場合

・お客さまが次のいずれかに該当し、当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、電気需給契約をお客さまに対する通知により解約することがございます。

①お客さまが、電気需給契約のお申込みその他の場合において、お客さまの氏名、住所等、電気の使用開始を始めた時期に関し事実と反する申出を行った場合。

②他人になりすまして各種サービスを利用した場合

③他人の権利を侵害し、公序良俗もしくは法令に反し、または他人の利益を害する態様で電気を使用した場合

④電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用し、または電気を使用される場合

⑤お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

⑥当社および一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

⑦電気の使用にともなうお客さまの協力が得られない場合

⑧当社のサービスの運営を妨げる行為を行う場合

・お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、電気需給契約を解除することがございます。なお、この場合には、原則として解約の15日前までに書面にてお知らせいたします。本書面の発行については手数料300円（1通あたり）をお支払いいただきます。支払を要する額は、発行手数料に消費税及び地方消費税相当額を加算した額といたします。

①お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

②お客さまが他の電気需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

③約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

④その他お客さまが約款に違反した場合

・お客さまが、電気需給契約の廃止による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らか場合には、当社が需給を終了させるための処置を行った日に電気需給契約は消滅するものといたします。

16) クーリング・オフに関するお知らせ

（法人および個人のお客さまのうち、営業のためにもしくは営業としてお申し込みいただいたお客さまは除きます。）

(1) お客さまが訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面により無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力はお客さまが書面を発信した時（郵便消印日付など）から発生します。

(2) この場合、

①お客さまは違約金および損害賠償の支払いを請求されることはありません。

②お客さまがすでに役務の提供を受けた場合でも、当該契約に基づく対価その他金銭の支払いを請求されることはありません。

③お客さまがすでに当該契約に関連して金銭（対価の一部または全部等）を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。

④役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。

⑤無契約状態となる可能性があり、電気の供給が停止されるおそれがあるため、遅滞なく他の小売電気事業者と契約締結いただくか、最終保証供給を申込み必要があります。

(3) 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、または当社が威迫したことによりお客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。

(4) クーリング・オフを行う場合は、下記連絡先まで必要事項をご記載のうえ書面にてご郵送ください。

名 称：株式会社エイチエム

エコスイッチでんきサービスセンター

住 所：〒810-0073

福岡県福岡市中央区舞鶴二丁目3番6号

17) お客さま側の調査・保安等に関するご協力

①調査に関するご協力

- ・お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者の登録調査機関に通知していただきます。
- ・一般送配電事業者は、調査を行うにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線を提示していただきます。

②保安等に関するご協力

- ・次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合には、一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。

イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

- ・お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者へ通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者へ通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがございます。

18) 電気の使用方法

- ・お客さまの電気の使用が、他のお客さまの電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはその恐れがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。

19) 個人情報の取り扱い

- ・お客さまの個人情報の取り扱いに関する指針（プライバシーポリシー、共同利用プライバシーポリシー）を定め、当社のホームページ等にて掲示いたします。当社は、お客さまの個人情報について、お客さまの個人情報の取り扱いに関する指針に定めるところにより、当社事業の業務その他付随する業務を行うために必要な範囲内で利用いたします。また、当社は、お客さまの個人情報を当社が指定する共同利用者と共同で利用し、または、当社が指定する第三者へ提供する場合がございます。

20) 反社会的勢力ではないことの表明・保証

- ・お客さまには、需給契約締結時点及び将来にわたり、次のいずれにも該当しないことを表明し保証していただきます。

イ 暴力団員（暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する恐れがある団体）の構成員）

ロ 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行う恐れがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）

ハ 暴力団関係企業の構成員（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業の構成員）

ニ 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う恐れがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

ホ 社会運動等標榜ゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う恐れがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）

ヘ 特殊知能暴力集団等（イからホに掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている者）

ト その他前各号に準ずる者

- ・当社は、お客さまが前述イ～トに該当し、違反し、または、違反している疑いがあることが判明した場合は、ただちに需給契約を解約いたします。

21) その他

- ・お客さまが契約開始以前に電気を使用していた場合の電力使用は無契約での電力使用となるため、遡及して当社との契約が必要になります。
- ・当社と新規にご契約いただくことに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者との間で契約途中の解約金等が発生する可能性がございます。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者にお問合せください。

以上